

## 令和2年度国民健康保険事業費納付金の算定について

### 1 令和2年度の診療費、被保険者数及び世帯数の推計方法について

#### <確認事項>

令和2年度の診療費、被保険者数及び世帯数の推計方法について、国から下記の通り予算編成留意事項に記載予定の推計方法等が提示された。

これを受けて、市町村との協議（幹事会）を経て、長野県においては以下の通り推計を行うこととする。

#### <推計方法>

【基本的な考え方】（予算編成留意事項に記載）。

給付費総額の推計は、負担区分別の（1）「被保険者1人当たり診療費」×（2）「被保険者数推計」×「給付率推計」を掛け合わせて算出する。

① 被保険者1人当たり診療費	推計方法 (国から提示)	① 「令和元年度の一人当たり診療費」× 「平成 29 - 令和元年度の伸び率の平方根 (※)」 ※ 2年分の伸び率(推計値)の平方根をとること で1年分の伸びを推計し、それを令和元年度 (後半は推計値)に乗じることで令和2年度診療 費を推計する。	② 「平成 30 年度の一人当たり診療費」× 「平成 26 - 30 年度の伸び率の4乗根の2乗 (※)」 ※ 4年分の伸び率(実績値)の4乗根をとること で1年分の伸びを推計し、それを2乗した2年分 の伸びを平成30年度(実績値)に乗じることで令和2 年度診療費を推計する。	③ 「平成 30 年6月～令和元年5月の一人 当たり診療費」×「平成 28—30 年度の伸び率 の平方根(※)」 ※ 2年分の伸び率(実績値)の平方根をとること で1年分の伸びを推計し、それを直近1年分の診療 費(実績値)に乗じることで令和2年度診療費を推 計する。
	特 徴	毎年度の予算編成留意事項通知で示さ れている基本の考え方。 推計値を多く用いるため、過度に伸び率 等が大きくなる可能性もある。	平成 28 年度診療費実績の前年度伸び率が 著しく低いため、直近4年度間(平成 26 - 30 年度)の伸び率の推移を踏まえて伸び率を補 正する方法。 (令和元年度納付金算定時に採用。)	①の短期間の実績の大小が過度に反映さ れる問題を緩和する。国から新たに示された 推計方法。 実績値を多く使用するため、実態との大幅 な乖離は少ないと見込まれる。
	決定方針	上記3通りの方法で推計を行い、安定的な保険給付のために、推計結果が最も大きくなる方法で推計を行う。		

② 「被保険者数・世帯数」	推計方法（国から提示）	① コーホート要因法を用いた被保険者数推計 「情報集約システムから連携された1歳刻みの被保険者数情報」×「移動率（1年間の平均値、男女別移動率）」 ※概要は別紙参照。	② 「令和2年度被保険者数・世帯数（推計）」 ⇒「令和元年度被保険者数（推計）」×「平成30—令和元年度の伸び率」 毎年度の予算編成留意事項通知で示される基本的な考え方。
	特徴	今年度から新たに納付金算定システムに追加される推計機能。（コーホート要因法による分析については、9月18日に開催の「納付金等算定標準システム研修会」にて詳細情報の説明あり。）	伸び率については、被保険者数の減少率を過小評価することのないよう、昨年度から前年度の伸び率を用いることとなった。 令和元年度の被保険者について推計し、その推計を基に算出した伸び率を乗じるため、小規模町村の被保険者数の少ない区分（未就学児等）で異常値がでる可能性がある。
	決定方針	被保険者数については、原則、新たな推計方法である①で推計するが、②の方法でも実施し、①の結果の検証を行う。 世帯数については、従来どおり②の方法で行う。（コーホート要因法では推計不可。）	

＜留意事項＞

上記（1）1人当たり診療費及び（2）被保険者数推計について、上記の考え方を基本とするが、仮係数による試算の結果を踏まえ、（主に小規模町村において）異常値等が出た場合には調整を行う可能性もある。

## 2 激変緩和について

### <確認事項>

令和2年度の激変緩和措置は、下記に記載の昨年度までの合意事項を踏まえ、一定割合を自然増+2.52%として実施する。

### <激変緩和措置に関する平成30年度までの合意事項>

- (1) 激変緩和の実施期間は6年間を基本とし、6年目の時点で激変緩和対象額が一定以上残る市町村については、10年を目安に実施期間を延長
- (2) 初年度は $+ \alpha = 0\%$ とし、手厚く激変緩和を実施する。
- (3) 2年目以降は、納付金制度導入による増加幅を6で除した数値である1.26%を $+ \alpha$ とし、毎年度同じ率を加算する。

→令和元年度納付金では自然増+1.26%で実施。

※一定割合は「自然増+ $\alpha$ 」としてガイドライン上で定義されている。

### (参考) 令和元年度の激変緩和実施状況

	対象市町村	措置総額	備考
H30	47	1,853,769,573 (円)	—
R1	50	2,277,840,950 (円)	+424,071,377 (円)

■令和元年度は、激変緩和措置総額が約22億8千万円で、平成30年度の約18億6千万円より約4.2億円増加した。

■激変緩和措置額は、理論上は一定割合の上昇とともに年々減少していくもの。

⇒令和元年度は主に前期高齢者交付金の見込みが大幅に減少したことで、県全体の納付金が大幅に増加し、各市町村の納付金額も増加。

⇒その結果、対28年度比で一人当たり納付金額が一定割合を超える増加幅となる市町村が平成30年度よりも多かった。

⇒そのため、激変緩和措置を前年度以上の規模で行い、本来減少するはずの激変緩和措置総額が令和元年度は逆に増加した。



同じように、R2年度においても納付金額の大幅な伸び等があると、激変緩和措置総額が増加する可能性がある。



## 国保におけるコーホート要因法を用いた被保険者数推計機能の追加

- 納付金算定システムでは、月報データを活用し負担割合区分毎に被保険者数を推計する機能を提供している。被保険者数推計値は、給付費推計、所得推計、納付金配分、保険料率算定に活用するため、より確度の高い推計結果が求められている。
  - そこで、団塊世代・団塊ジュニア世代、丙午等の人口動勢を適切に反映した被保険者数推計を行えるよう、従前の負担割合区分毎に、年齢・性別等に分けて推計するコーホート要因法を被保険者数推計に活用する。
- ⇒ 情報集約システムと納付金算定システムを連携させ、コーホート要因法による被保険者数の推計機能を提供する。

### 国保におけるコーホート要因法

- コーホート要因法とは、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（資格取得・喪失）という、二つの「変動要因」の将来値を仮定しそれに基づいて被保険者数の推計を行う方法である。
- 国保におけるコーホート要因法では、前年における1歳下の「被保険者数」に「移動率」を乗じることによって推計を行う。
- 国保の場合、出生・死亡は資格の得喪事由に含まれるため、国保固有の移動率を乗じて計算する方法を検討。ただし、後期高齢者加入による減少数は、移動率ではなく、75歳の誕生月ベースで減算する。

$$\begin{array}{ccc}
 \boxed{\begin{array}{c} \text{「推計被保険者数」} \\ \text{(t + 1年度) 年内平均の} \\ \text{男女別被保険者数} \end{array}} & = & \boxed{\begin{array}{c} \text{「基準被保険者数」} \\ \text{t年度3月31日時点の男女別n歳被保険者数} \\ \text{と(n-1)歳被保険者数の平均値} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{「移動率」} \\ \text{1年間の平均値、男女別移動率} \end{array}}
 \end{array}$$

- ※被保険者情報を抽出する際の年齢は「年齢計算に関する法律」に基づき計算する。
- ※0歳児の推計被保険者数は、15歳～49歳の女性の被保険者数に出生率を乗じ算出する。
- ※移動率は都道府県毎に算出する。また、複数都道府県分で算出した移動率を提供し任意に使用可能とする。
- ※トレンド推計やアベレージ推計により移動率を算出することも可能とする。

